

静岡県告示第537号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年6月27日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

小島無東坂 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	清水区	小島町	無東坂	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	1394-39 1号
			〃	1394-39 2号
			棚上	1375-2 3号
			〃	1375-2 4号
			無東坂	1401-1 5号
			〃	1401-1 6号
			〃	1394-49 7号
			〃	1394-9 8号
〃	1394-41 9号			